

平成26年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年6月13日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	本山隆也	生涯学習課長	小川豊年
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

8番	片渕栄二郎	9番	久原久男
----	-------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第37号 新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約について (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書について (質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第29号 専決処分の承認について (白石町税条例の一部を改正する条例について) (質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第30号 専決処分の承認について (白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) (質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認について (平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認について (平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)) (質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第33号 白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第34号 町道路線の認定について (質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第35号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について (質疑・討論・採決)

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕栄二郎議員、久原久男議員の両名を指名いたします。

本日の議事進行について申し上げます。

本日の議案審議は質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第37号「新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約に

ついて」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

おはようございます。

2点ほどお伺いしたいと思います。

説明会の折に、これしゅんせつした泥を沖合5キロにノリの漁場に輸送して処分するというふうなことをお伺いしましたけども、まずもってノリの漁場というふうなことは多分しゅんせつ泥は栄養塩がかなりあって、ノリの生育にいいんじゃないかなとは思われます。ただし、長い目で見た場合、沖合5キロにしても有明海は干満の差が6メートルぐらいございまして、5キロにやっとなった泥も自然とまた近くに返るといふふうなこともないんじゃないかなと懸念するわけでございます。それで、しゅんせつの工法の検討をされたのか、どういういきさつで沖合の漁場に5キロ輸送して持っていくようにされたものか、お伺いしたいと思います。これ一応湾内のしゅんせつですので、おかの上に上げるという工法も配管等すれば潮の満ち引きも関係なくされて泥も処分というふうなこともあるんじゃないかなと私は考えますので、まず工法等をよく検討されたかというふうなことをお伺いしたいと思います。

それともう一点、この入札の経過表を見てみますと2社ほどが辞退をされております。辞退をされた理由をお聞かせください。

以上、お願いします。

○嶋江政喜農村整備課長

しゅんせつの処分の方法ですか、それについての御質問でございますけど、まずしゅんせつは基本的には湾内といいますか、漁港内の泥土については単価面とか、そこら辺をまず第一に考えます、事業費に直接関連いたしますので。それでまず、漁場のところで以前からもですけど漁場のところのその部分はかなり低いと、周りに比べたらですね。だから、どうしても養殖に支障があるからなるだけそこに造成土に利用してもらえないかということで一応要請がっております。それで、今回もそこに捨てますけど、以前塩田川の河口部のしゅんせつを県営でもらいましたけど、それについてもそこに処分をされております。

それと、方法といいますか、その比較をしたかということですけど、まず港内の泥土というのは水分が多いですので、直接ダンプには積みません。当然ポンプといいますか、配管をして近くの用地に一応上げて、それから塩分抜きをしなくちゃいけません、当然。まず、上げる用地が近くにあるかということがまず第一です。それが近くにあればそういう方法も考えますけど、当然堤防沿線沿いにそういう適当な土地がないというのと、あっても周りが田んぼといいますか、田で、要するに塩分を抜くということは結局は最終的にはその隣接地の田の作付に影響がないかなという、そういう環境面の配慮もしなくちゃいけませんので、そこら辺を考えるとどうかなというのがありますし、その作業をやるだけでもかなりの事業が要ります。大体しゅんせつをして沖合の造成土に再利用すれば単価的にはかなり安価で済みますので、もう漠然と比

較する前はかなりもう単価が違いますので、そういうことで一応漁協からの要請もあっておりましたので、沖合に処分をするということで決定したわけでございます。

それと、辞退2社ですね。辞退をされております。辞退の理由ですけど、まずその業者さんの今の請負といいますか、会社の理由だと思えますけど、どうしてもその工事現場にとったとしても今現在ではちょっと人手が足りない。技術者を配置できないというのが1つです。それと、あと一社につきましては、これは当然作業船を使います。作業船を使いますが、工期内で船舶の手配の確約ができないから、どうしても作業船の手配ができない可能性もあるから辞退しますと、その2点で辞退をされたわけでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

ありがとうございます。

そしたら、もう一つお伺いしたいと思います。

これから、取水期に向かいます。向かいまして、取水期の中に後期的に9月30日までというふうなことで決定をされておりますけども、その取水期との絡みですね。仕事上影響ないものか、工期的にもその辺を考慮されて決定をされているものかですね。また、しゅんせつ工事ですので、取水期に向かうけんが雨を利用すればがおがおとまぜとって樋門をぽっと開ければだって流れるような感じになりますので、その辺もよく検討というか、取水期の絡みはどうなるものか、お答えください。

○嶋江政喜農村整備課長

その施工の時期的なものでございますけど、只江川の水を流してまぜとけば沖合に流れるんじゃないかなということでございますけど、実際只江川の排水樋門は何回となく閉塞をしております。それで、私たちも何とかできないかなということで、まず消防ポンプを持っていったりとかしましたけど、結構かたいです。ポンプで圧力をかけても動くような土ではございません。それと、只江川は満水時に樋管を上げてもなかなか思うように水量がないというのが1つあります。だから、そこら辺があればしゅんせつといいますか、みお筋も堆積したりなんかはしないと思うんですけど、なかなか水が上から流れないというのが1つあって、どうしても樋管前は当然閉塞をするというところでございます。それで、今回は樋管前からしゅんせつするにはしております。それで、実際大雨が降ったら当然その樋管は開けなくちゃいけませんけど、作業には当然影響はございません。その潮の干満によって作業に影響を与えるという作業ではございませんので、そこら辺は大丈夫かなということで今計画はしたところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

この泥土の堆積というのは非常に本町の宿命的な問題であるわけですが、そもそもここに只江川の先に漁港を建設をされたわけですが、さっきもちょっと質問あっておりましたけども、この只江川の排水によって泥土の堆積を防ぐとといいますか、防げると、そういうような見込みがあつてここに漁港を建設されたかなというふうには1つは思うんですね。何かここに構造的な問題はないのか、この漁港自体のですね。できるだけ泥土が堆積しないような方策といいますか、そこら辺を十分検討を今後です。今後もありますので、そういった何か対策が必要ではないかなと。これを何年置きかに約1億円の費用をかけてずっとやっぱりやっていかなくちやいかんということになりますから、非常に一般質問でもあつておりましたように非常に財政が厳しい中でこういった多額の費用を投入していかなくちやいかんということになりますから、もう少し根本的なところの問題を何かいい方策がないものかなと。恐らくここに漁港をつくれば只江川からの排水で堆積土はかなり除去できると、そういう見込みが当初あつてここに建設をされたんじゃないかと、これ私なりの解釈ですけども思いますけども、そういったことで只江川を含めて何かそういう泥土が堆積しないような方策が必要じゃないかというふうに思いますけども、その辺何か検討されたことがありましたら。

○嶋江政喜農村整備課長

新有明漁港の建設についてはもともとあそこが樋管の導流堤をそのまま荷揚げ場として使っていたという経緯がございます。それで、構造的にはその導流堤を延ばすと、もしあれがなかったら御存じのように干満の差で福富ですか、樋管ですかね、閉塞すると。福富川の下流部になりますけど、そういうことが起こらないようにそこに当然漁船も走りますし、みお筋は当然現状維持できるだろうということであそこにつくったほうが一番ベターじゃないかなと、只江川の樋管というか、スムーズに流すためにもそこに漁港をつくって、ただし構造は導流的な意味合いから当然もう真っすぐ延ばして普通ならあそこになかったら樋管の周り、もう外側はそのまま拡散しますから流速がなくなるということで構造的にも導流堤という構造を兼ねた漁港に構造上はなっております。

それで、一番問題なのは、やっぱりどうしても只江川の水が少ないといいますか、常時流れるような状況になってないと。それと、これ私の個人的な意見かもございませんけど、その樋管のそのものも当然杭を打ってありますから、周りの地形は沈下をしていると。それと、只江川自体も1回測量はやったんですけど少し泥土といいますか、樋管の内側のほうですね。内陸側のほうの川のほうの河床も若干高いなど、しゅんせつか何かしてもらったら大分違うんじゃないのかなということは思っております。そこら辺を関係課、県とも協議をして今後やっていかなくちやいけないのかなということは思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

この5キロ沖にこの泥土を捨ててというふうな3万9,900立米ですか、の泥をしゅんせつした泥を捨ててというふうなことでございますが、この工事を行ったときにこの只江川の今話もありました1メートル以上の高低差が出ているというふうなことが解消されるのか。今の話と似たような話でございますが、そこをどういうふうな判断されているのか。

それから、この工事行った、二、三年前に攪拌といいますか、ことをやったわけですよ、2年ぐらい前に。港湾内の攪拌、この泥土をやったわけですね。そのときの結果ではどうだったのか、この1メートルぐらいにならないようになったのか、そういうことはどういうふうな考えを持っておられるのか。

それから、この工事を行うことによって3年か5年ぐらいはまずやらなくていいのか、今話がございます、その件について。

○嶋江政喜農村整備課長

今回のしゅんせつにつきましては只江川樋管の底より計画高は河床は低いです。低目にしゅんせつを行いますので、しばらくといいますか、ある程度水が流れれば只江川の前の方のゲートのほうも開くのではないかなど、あるいは干満の差によって自動的に自動開閉で開くようになっております。それで、しばらくはいいかなということと考えております。それと、攪拌とおっしゃいましたけど、漁協にも何回か閉塞、その只江川の前の方のゲートの前がかたくなってゲートが開かないというときに漁協にもお願いをしまして漁船で攪拌をして、それでやっとゲートが開いたといういきさつはございます。

それで、今後も昨年度も補助をお願いいたしまして、攪拌する漁船をつくっていらっしゃいますので、それはもう漁協と一体となってしゅんせつした後はやっていかなくちゃいけないということはもう漁協とも協議の中でお話はしております。

それと、1回しゅんせつをしたのが、前回22年5月から7月にかけて1回しゅんせつはやっております、新しい部分ですね。既設の部分は今回初めてですけど、新しく漁港というか、係留をすところをつくった部分箇所については1回やっております。既設の部分については当然まだ工事が完了しておりませんでしたので、今回全てをしゅんせつするようにしております。それで、大体よその有明海沿岸の状況を見ると毎年やっているところもございます、単独です。ただし、補助に乘せるには大体5年程度がサイクルということと言われておりますので、そこら辺は今後の状況を見ながらやっていかなくちゃいけないのかなというのがございます。

それと、ストックマネジメント事業というのがございますけど、25年11月よりその水域施設といいますか、漁港区域内のしゅんせつも認められたということになっております。そういうストックマネジメント事業計画を立てて、今後そういう事業に乘せられればそういう事業でやっていかざるを得ないかなということと考えております。

○久原久男議員

この1メートル以上の段差があるということはもうちょっと見てもわかるような目瞭然といいますか、そういうふうな状態であるわけですが、一般質問の中でもこの水をほかに回してポンプのというふうな話もございました。この1メートル以上ぐらいある、その段差をこの工事で解消できると考えておられるのか。それとも、ある程度だろうというふうな考え方なのか、この辺のことを。

○嶋江政喜農村整備課長

1メートルの段差というのはみお筋から兩岸の高さの差ということでよろしいんでしょうかね。当然みお筋はある程度只江川からの当然水も流れますし、漁船も行き来をします。ただし、端っこといいますか、田んぼについては当然泥土の堆積はもうこれは防げないんじゃないかなど。ある程度漁協にも協力して船を泊めたりするところは自分たちでやりなさいと、やっぱり1回は掘ってやらないと当然かなりかたいんですよ。泥土といってもかなりかたくて1回は掘ってやらないといけないのかなど。ただし、かなりの事業費も1回のしゅんせつでかかりますから、今後の管理については実際使われる漁協の協力を得ないと適正な漁港管理はできないと思っております。だから、そこら辺の協力を得ながらなるだけ堆積は幾らかはしますが、なるべく極力それを防ぎながらやっていければなということ考えてはおります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

答弁。

○嶋江政喜農村整備課長

段差の解消といいますか、一応掘ったすぐはいいんでしょうけど、先ほども答弁いたしましたようにどうしても田んぼについては自然堆積というのは当然ありますので、そこら辺はやっぱり5年後なのか、何年後になるかわかりませんが、それは当然しゅんせつをやらざるを得ないかなということ考えてはおります。

○久原久男議員

この樋管の樋門のところの構造的なことといいますか、原本といいますか、一番初めの考え方が少しちょっと違うんじゃないかというふうな意見も話もありました。私が思うのは、この樋門の流れるところの扉があるところの底板、底板を下げるような工事、もちろん国にお願いせにゃいかんと、そういうふうに思うわけですが、そのことについてはどういうふうな考え、お願いしているもんか、進んでいるもんか、言ったことがあるのか、その辺はどうですか。そこが一番基本になると私は考えるわけですが。

○嶋江政喜農村整備課長

只江川の排水門については海岸保全事業をやられるときに新たにつくり直してございます。そのときに河床についてはそのときの状況に応じて決められているとは思

ます。一応その樋管、底が高いのかどうかの件についてもここでちょっと高いとか低いとか言える、私が立場ではございませんけど、当然それを改修するか、例えば今先ほども申したように只江川そのもののしゅんせつを行ってもらって、もっと前面部も閉塞しないようにある程度水が流れるように改修をやるとか、まずそこから辺からやっていくのが筋じゃないかなということで私は考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○草場祥則議員

私はちょっと筋を変えて産業課長にお伺いいたします。

今、議会があるたびにこの漁港は補正補正ということで莫大なお金が投入されているわけでございますけど、それを利用した何か振興策といいますか、漁業を新たにやるとか、そういうふうな計画はあるわけですかね。とにかくあそこはあれだけの施設をせんといかんやろうかというぐらいのよそのヨットハーバーを見てもああいうところないというような施設で、そこを利用した何かすべきじゃないかなと、新たに振興をですね。何かそういうふうなことは考えてありますか。

○白武 悟議長

契約と若干違いますので、一般質問の項でお願いしたいというふうに思います。

ほかに質疑ありませんか。

○川崎一平議員

ここの配付された資料に図面があります。施工箇所が赤く赤で塗り潰されておりますけれども、この赤の中に恐らく工事見積もりをするときにこの赤の部分の面積を測量して工事単価を出されていると思いますけれども、この赤塗りの中の部分に浮き桟橋と、あと係留してある船舶が常時あると思います。ノリの漁期と比べると大分少ないと思いますけれども、工事期間のこの船舶の置き場といいますか、工事に差し支えることになると思いますけれども、その間の船舶の置き場と、あと設計見積もりに入っている面積ということで浮き桟橋の下の部分があると思うんで、その浮き桟橋をどう回避するかですね。その辺のところをどうされるのか、これは建設会社じゃないとわからないかもしれませんけれども、どう把握されているのか、お聞かせください。

○嶋江政喜農村整備課長

計画平面図で赤く着色した分が今回のしゅんせつの場所に当然なります。それで、浮き桟橋等と漁船がございます。まず、漁船については工事中どうしても支障がございますから、それは漁協と話をして何そうかはどうしても残してほしいという話もございましたので、それは港内につけられるように対処をするということで今協議は行っております。それと、当然みお筋はそんなに泥土しゅんせつを深くやるというぐらいいまではございません。断面図も見られたらわかるように当然浮き桟橋の下を高くな

っているから掘ってほしいという要望がございましたので、浮き栈橋は撤去を行います。撤去をして上には上げないで反対側につけるとか、そこら辺はまだちょっと今からの協議ですので業者がいやどうしても上げたいと言われればそういうことになるかもわかりませんが、設計上では一番安価な取り外しをしてそのまま反対側に仮に係留をさせておくという方法で一応見積もりの積算はっております。

以上でございます。

○川崎一平議員

そしたら、今のところは浮き栈橋を一旦離脱して反対側へと、邪魔にならないようなところへ移動させるということでの見積もりであるという認識でよろしいでしょうか。さすれば、今度業者が例えばバージを入れて作業を行うときにどうしても邪魔になると、陸揚げをしてくれとなった場合はこれはまた別に予算が組まれて工事がなされるということですか。

○嶋江政喜農村整備課長

その浮き栈橋も2カ所ございます。既設の改良をやったところの漁協所有物の簡易な浮き栈橋がございます。これは小型の小船ですね、が停泊をしている、係留をされているところでございますけど、この浮き栈橋については当然構造上といいますか、掘削する箇所がちょっと変形でもございますし、それはもう当然近くに上げるということで設計を行っております。ただし、新しく設置をしました浮き栈橋につきましては先ほど説明したように設計上は一応外して反対側に置くということで当然ヤードそのものは確保できますから、作業ヤードはですね。それでも業者が上げるというのはもう業者の都合でございますので、変更はしないということで考えております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第37号「新有明漁港水産生産基盤整備事業泊地浚渫工事請負契約について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、請願審議に入ります。

請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書について」を議

題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書について」採決をいたします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第29号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

三、四点、質疑をさせていただきます。

白石町税条例の一部を改正する条例ということでページ数で5ページです。税務課長にお尋ねしますけれども、第1条に(1)として第1条白石町税条例第34条の4の改正規定及び次の条項第7項の規定ということで、平成26年10月1日ということが書いてあります。この規定の変更内容と、平成26年10月1日から施行日というふうに理解していいのでしょうか。

(2)です。第1条中白石町税条例附則第4条の2及び第9条の3第2項の改正規定、22条から23条まで削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次の状況の第2項及び第3項の規定ということで平成27年1月1日ということで明記してあります。この規定の変更の内容についてと、平成27年1月1日ということは施行日ということで理解していいのか。

その(3)です。(3)についても平成27年4月1日ということで書いてありますけれども、これも施行日というふうに理解していいのかどうか。

(4)です。第1条中白石町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次の条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る）ということの規定ということで平成28年4月1日と、これについても同様ですけれども、改正内容と施行日という理解でいいのか。

(5)も同様です。(5)も同様です。もう読み上げませんけれども同様の質問です。

同じくページ、6ページ、第2条の3新条例附則第19条の3第2項の規定は平成27年以降の年度分の個人の町民税について適用するということについての変更内容についてお尋ねします。

4、新条例第33条5項、附則第7条の4及び19条の第1項の規定は平成29年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分まで個人の町民税についてはなお従前の例によるということについての変更理由。

そして、5の新条例附則第19条の第2項の規定は平成29年度以降の年度分の個人の町民税について適用するということについての理由。

7ページ、開いていただけますか。

7ページの軽自動車税に関する経過措置というところの第4条です。新条例第82条の規定は平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税についてはなお従前の例によるということで、この変更内容と、27年度以降に軽自動車税の変更が行われていくというふうに理解をしていいのでしょうか。

第5条新条例附則第16条の規定は平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用するということでの内容についてお尋ねします。

第6条、ページ数7ページの第6条です。ここにそれぞれ一覧表で現行と改正金額が計上してありますけれども、この施行についての施行日は何日からなんでしょうか。以上です。

○吉原拓海税務課長

まず、5ページの第1条第1項1号の分についてお答えいたしたいと思えます。

この分についての改正でございますけど、法人税の税率の改正になっております。その分が法人税割12.3%を9.7%に改めるというふうなものです。これにつきましては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用というふうなことになります。

次、2号目の内容につきましては特別措置法の改正によるものでございまして、公益法人に係る町民税の課税の特例につきまして適用されるのが平成27年1月1日となります。

それから、3号目の分につきましては、居住用財産の買かえ、固定資産税の件ですけど、譲渡所得の損失通算及び繰越控除についての適用が平成27年4月1日となります。

4条の23条分につきましては、外国法人分についての法人改正がなされておりますので、その部分につきましては外国法人の規定を法の施行地日本に本店または主たる法人事務所もしくは事業所を有する法人とすることというふうなもので、恒久的施設のものを規定されておりますので、その分についての適用が28年4月1日。

48条につきましても、法人についての適用の分で28年4月1日となります。

52条につきましては、町民税に係る納付期限の延長の場合の延滞金というふうなことで、その分の改正につきましても28年4月1日ということでございます。

5号の33条につきましては、町民税の所得割の課税標準の定義が地方税のほうで改正になっておりますので、その分の号ずれの分で改正ということで29年1月1日となっております。

6号の57号及び59号につきましては、固定資産税の非課税の適用を受けようとする社会法人についての申告書の提出、記載事項等についての改正が子ども・子育て支援法の施行日、これについては平成24年8月1日というふうなことになります。

19条の3、2条の3号の19条の3につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る計算の特例というふうなことで、その分の改正が27年1月1日施行となっております。

4号の新条例33条の第5項につきましては、町民税の所得割の課税標準、特定株式等の譲渡所得金額に係る源泉徴収選択口座内の調整所得金額を加えないものとするものというふうなことで、これについての施行日については、附則第19条の2につきましてはこれも改正については29年1月1日ということになりますけど、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例というふうなことになります。

それから、7ページについての軽自動車税に関する経過措置の分でございます。新条例82条の規定というふうなことについては、新旧対照表の4ページのほうに記載しておりますので、28年度からこの税率に変わるものでございます。ただし、5条につきましては新旧対照表の14ページに記載しておりますけど、軽自動車の税率の特例ということで5ページの上から11行目、三輪のもの3,900円から下から5行目までの自家用5,000円、この分の改正につきましては28年度は適用になります。26年度、今年度に購入された分については旧税率というふうなことになります。

6条につきましては、施行日については28年4月1日になります。この分については軽自動車においてもグリーン化を進める観点から新規車検を受けてから14年を経過する月から適用することになりますので、28年4月1日適用となります。

以上です。

○秀島和善議員

課長に関連してお尋ねしますが、今回条例の提案では専決処分という措置で提案がなされておりますけれども、先ほどから適用年月日について説明がありましたけれども、例えば特別措置法改正で公益法人の課税について適用が平成27年4月1日とか、外国法人課税、日本に事務所本店を持つ者ということについての適用が平成28年4月1日など、それぞれ適用が来年再来年ということになっております。にもかかわらず専決処分を今回提案されるということについての理由は何なんでしょうか、これがまず第1点です。

2点目に、7ページから8ページにわたって現行と改正の金額が一覧表にしてありますけれども、この影響はどのように町民負担として出てくるのでしょうか。

以上、2点についてお尋ねします。

○吉原拓海税務課長

本来専決処分については緊急で議会を招集する時間がないなどの場合によって補充的手段として行われるというふうなことになって、専決処分をした場合は次の議会で報告し、承認を得なければいけないというふうなことになっております。今回、その専決処分につきましては施行期日が平成26年4月1日の場合から一番遠いもので29年4月1日のものまでがございまして、まず、今議会に26年4月1日施行の分については専決処分を必ずしなければならなかったというふうなことでは思っておりますけど、あとの部分については確かに議会の審議を経て制定するのが本当だと思っております。

しかしながら、ことしの3月の議員例会のほうでちょっと幾らか説明をさせてもらいましたけど、今回は消費税改正に伴うものの諸法律の改正、特に所得税法、措置法、また地方税の改正によって諸条例の影響がかなり多くなっておりまして。特に附則の改正等につきましては附則の改正のまた附則の改正というふうなことで、どうしても県や国から改正情報として送られる準則というものがございます。その準則に従って改正することが一番いいのではないかと。特に1年後、2年後という改正がそのままおくれてまいりますと、改正漏れなどの問題のそういうものを解決できるというふうなことを1つ考えておりました。

それから、もう一つ大きな理由が特に今回は軽自動車税の改正について専決で行ったほうがいいのかというふうなことを考えました。平成27年4月1日施行とか、28年4月1日施行の改正が軽自動車がありますが、特に専決処分をさせていただくというふうなことで26年度、特に5月15日に納付書を発送しておりますけど、そのときに納税通知書と一緒に改正のチラシを同封しております。特に今回の改正につきましては四輪軽自動車の乗用が7,200円から1万800円、これはもう軽自動車の改正につきましては大きな今まで余りなかった改正になっております。それが7,200円から1万800円、また貨物用軽トラックにつきましては4,000円から5,000円の改正ということになっております。その分が27年4月1日以降、来年の4月1日以降に新規検査を受けたものが新税率になるわけです。ことしの例えば5月とか6月に新車を買われた場合は旧税率のままですといきます。ただ来年の4月以降買われた場合は新しい税率に変わるというふうなことで、早目に町民の方にお知らせする。特に軽自動車をお持ちの方についてはそういう通知を入れた方がいいというふうなことを考えまして、そのためには納税通知に入れるのが一番いいのではないかと、広報等よりもですね。必ず軽自動車をお持ちの方には通知が行くというふうなことで考えておりました。

また、それから27年3月までに新車を購入されますと13年間旧税率のまま自動車税を納めていくというふうなこととなりますので、例えばことし買いかえとか、そういうふうなことがあられる場合に中古を買うのか、新車を買うのかというふうなことでことし新車を買われた場合につきましては13年間旧税率で行きますので、計算すると約7万円ぐらいの節税みたいな形になるわけです。そういうふうなことを理由に今回ほかの改正も一緒でしたけど専決処分をさせていただいたというふうなことが理由でございます。

軽自動車の改正に係る影響額というふうなことでございます。27年度、26年度についてはまだそのままですので、27年度に影響がある軽自動車、課税台数1万6,477台ありますが、その分の原動機付自転車とか二輪車、それから小型特殊の5,007台が影響を与えるというふうなことで考えております。その分につきましては約480万円ぐらいなるかなと思っております。また、28年度については三輪以上の軽自動車が4月1日以降新規車検を受けたものが新税率の適用というふうなこととなりますので、全てがこの台数8,000台ぐらいありますが、そのうちの全てが適用というふうなことじゃなくて新車を買われた場合というふうなことで考えておりますので、約九百五、六十台というふうな見込みで約270万円は28年度ふえるというふうなことで考えております。それで、27年度と28年度の分を足しますと28年度からは約750万円ぐらいが

増収になるんじゃないかなというふうなことで考えております。

以上です。

○秀島和善議員

税務課長にお尋ねしますけれども、今回の専決処分が早いものでは施行日26年4月1日からということですが、この4月1日、26年4月1日専決処分にせざるを得ない内容についてはどれとどれなのかということが第1点であります。

そして2点目に、来年度、また再来年度ということでの施行については何も専決処分をする必要はなかったのではないかと。3月議会の例会で報告はしたということでもありますけれども、きちんとやはり議会での審議が必要ではないかというふうに私は思います。そういう議案の処置を適正にすべきではなかったかと思えますけれども、そのことについてのお考えを聞きたいと思えます。

3点目に、この軽自動車税、先ほどページ、8ページでも税務課長からおっしゃいましたけれども、新条例82条第2号アというところで7,200円から1万800円になったり4,000円が5,000円になったりするというので、このような変更の社会的背景、どういう理由でこのような変更になったのか、担当課長としてどのように理解をされているのでしょうか。

○吉原拓海税務課長

26年4月1日に係る改正のものというふうなことでございます。

まず、附則の分が多ございます。附則第6条、それから附則第6条の2、6条の3、附則第8条、附則第10条の3、附則第17条の2、それから附則第21条、附則第21条の2、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条については26年4月1日の改正でございます。

先ほども申しましたとおり、1つは軽自動車税について周知を早目にしたかったというのが一つの理由でございます。特に納税義務者、軽自動車をお持ちの方に、例えば軽自動車を平成26年5月に新車に買い替えた場合は平成40年まで7,200円の税額でいきます。40年に1万2,900円に上がるというふうなことになります。それから、平成27年5月に新車に買い替えた場合については、当然そのときから28年度から1万800円というふうなことに変わって、41年からは1万2,900円というふうなことになります。特にそれから平成25年、27年5月に中古に買い替えた場合は7,200円でございますが、その車が新規検査を受けた場合、新車で購入されたときからですので、その前の持ち主が何年持たれていたかというふうなことが影響してまいりますけど、例えば10年、平成20年に新規車検を受けておられるという場合につきましては平成34年から1万2,900円というふうなことで変わっていくわけです。そういうことに関しまして、できるだけことし中に早目に例えばことしの5月、6月に新しく買い替えをしようというふうなことを考えられる場合、早目に教えておったほうがいいというふうなことが一つの理由というふうなことで考えております。専決処分しなくて後でというふうなことを考えた場合、この方たちにそういう通知を的確に伝えるためにはというふうなことで、また郵送すればという件もありますけど、そういうことになればまた

100万円程度の郵送料を使わなければならないというふうなことになるので、一番そういうふうなことではよかったのかなと思っております。

それと、ほかの分につきましては、やっぱり申し上げたとおり、どうしても附則の改正の附則というふうな、そういうふうなところが参ってまいりますので、どうしても例規集に出てこない場合が出てまいります。そういうふうなことで、どうしても改正について漏れとかいろんなことが出てきたら困るというふうなことで県の準則の形に従って改正させてもらったというふうなことでございます。

今回の改正の理由でございます。

普通車の自動車税につきましては、今2万9,500円から11万1,000円等の自動車税がかかっております。これもグリーン化ということで取得税等についてはいろんな減免とかいろんなことがあっておりますけど、ただ軽自動車につきましてはこの分に比べてかなり低いというふうな背景がございます。国のこれも施策でございますが、1,000ccでその税金が高い税金になりますけど、もう軽自動車については600ccまでが軽自動車というふうなことで捉えますので、その分がやっぱり7,200円というふうなことで格差としては4倍以上ぐらいあるというふうなことで、自動車税の税の負担の公平性の観点からというふうなことで国はなっておりますけど、そういうふうなことで今回軽自動車税について上げさせてもらった。それから、税収を幾らか確保するものというふうなことになっていると解釈しております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

今の件の新旧対照表で見ますと、28ページの14ページですけれども、グリーン化ということで今言われました。白石町にとっては税収が上がるという点ではいいと思いますが、14年経過した車という、割と軽自動車も白石町内は多いと思います。そういう点では税収は上がるかもわかりませんが、割と私たちの世代とか10年以上たって乗っているとか、そういうことはかなりあって、グリーン化という言葉で言われるとちょっと抵抗があったんですけれども、その点で税の普通車に比べると低いというふうなことではありました。このことに関してだけ言うと、今現在では14年以上というのはどのくらいに該当するのかなというのをちょっと1つ思いました。税収が上がるかもわかりませんが。

それが1点目と、それから新旧対照表の4ページですけれども、対照の4ページで、これに関しては軽自動車の税率の変更ということで載っています。4ページから5ページ等に続いてあります。これは何かちょっとこの見方で見るとなかなか見えにくいなというのをちょっと思ってこの表を見ていましたところ、これと関連した82条の附則というところがこれにもついています。82条のアというところがありますが、これは特例だと思いますが、関連でこれはきちっと表にしてありますので、表にされたほうがこれは見やすいかなというふうなことを思いましたので、その点どうかな、

検討されるのかなということをおもいました。

それから、16条、これは14ページにまた戻りますけれども、16条というのが今度新たに書いてあります。税率の特例ということですね。以前はこの欄に別のものがあったかと思えます。特例ですので、出たり削除されたりとか、いろいろあると思いますが、以前はこれは削除されていたという、この空間になっているこの部分については何だったのか、今回復活という形でこの同じ項目になっていますが、似たようなことが以前にもあったのか、こういうふうなことは復活したりやまったりいろいろそういうふうなことがよくあるのかなということで、とりあえず3点お願いします。

○吉原拓海税務課長

今、最初の質問で14年経過したものの台数というふうなことでございますが、実はうちの軽自動車の登録の場合、所有者、排気量、型番、そういうふうなものについてはずっと登録をしておりますけど、新規車検を受けた年というのについては、これ恐らく杵藤地区全てだと思えますけど、記載があっておりません。軽自動車協会、陸運局のほうからことし中にその分については情報を全部車検証が全てありますので、登録年数については情報を流してもらえというお約束になっております。その分についての台数は今のところわかっておりません。

それから、82条の分の軽自動車の税率についてのことでございますけど、附則の分とかそこら辺については表で記載はされておりますけど、本条例のほうで先のほうでこういう書き方、これも地方税法の上位条例として地方税法がありますけど、その地方税法に書かれている分を使って地方条例をしておりますので、この分で書いてあるということでございます。今回の改正についてもそのまま金額を訂正させてもらったというふうなことでございます。

附則第16条の軽自動車税の税率の特例のところの前は削除であったというふうなことでございますけど、この前の削除されていた分についてはちょっと今はわかりませんので、ちょっと後もって調べたいと思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

私、議案第29号「専決処分の承認について」反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由は3点であります。

まず第1点が、町民負担が今介護保険料が上がり、国保税が上がり、さらにこの4月から消費税率が8%になっています。来年10月からは予測では10%になるかもしれ

ないという中で町民の暮らしぶり、そして地元の産業においても冷え切った事態は一層深刻であります。そういう中で、27年、28年度と施行がなされようとするときに町民負担が750万円からの影響につながるということが第1点であります。

第2点に、専決処分の場合は、平成26年4月1日の施行についてはいたし方ない部分もありますけれども、今回提案された内容は平成27年度、平成28年度施行というものも含まれています。きちんと専決処分ではなく、それらについては議会での提案、審議、そして討論、採択をして進めていくのが議会の本来のあり方ではないかと思えます。

3点目に、とりわけ今回軽自動車税の引き上げが大きくなっています。これはTPPを含めてアメリカなどから軽自動車の圧力ということと言わざるを得ない事態に発生しています。この3点の理由をもって反対とさせていただきますので、各議員の賛同の御協力をお願いし、反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第29号「専決処分の承認について(白石町税条例の一部を改正する条例について)」採決をいたします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第29号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10時46分 休憩

11時00分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○吉原拓海税務課長

先ほど内野議員のほうから、新旧対照表14ページの附則第16条軽自動車税の税率特例についての以前の16条については削除というふうなことになっているが、それについてはどのような条例があったのかというふうなことをございます。

合併以前の条例を確認しましたが、そのときからもう削除というふうなことになっておりました。恐らくちょっとその前については今確認することがちょっとできませんけど、16条を残していた理由といたしましては、全て条ずれが全て出てくるというふうなことで16条の削除というふうなことを残していたものだと思われま。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第30号「専決処分の承認について(白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第30号の国民健康保険税条例の改正について2点お尋ねをいたします。担当課長、お尋ねをいたします。

新旧対照表を広げていただけますか。

1 ページです。4 の 1 として 1 ページです。新旧対照表で第 2 条の 3 として後期高齢者支援金等課税額が 14 万円から 16 万円と 2 万円引き上げられています。この引き上げによる影響はどのように町民負担としてつながってくるのか、お尋ねいたします。

同様に、同じページ数の 4 としたところの介護納付金課税額が 12 万円から 2 万円引き上げられて 14 万円になります。この引き上げられることによる町民負担がどのようになるのかということが第 1 点であります。今回、税条例改正で町民負担の増額と軽減策の拡充ということが出されておりますけれども、ページ数 4 の 2 とした国民健康保険税の減額ということで 23 条に 14 万円から 16 万円、12 万円から 14 万円減額したと、引き上げられておりますけれども、この引き上げによる所得の軽減拡充がどのように図られるのかということです。

最後に、4 ページの 3 としたところの (3) であります。法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33 万円に被保険者及び特定同一世帯所得者 1 人につき 38 万円を加算した金額を超えない世帯にかかわるというところで、35 万円を 1 人につき 45 万円としております。説明では、所得の軽減拡充につながるということでありましたけれども、その対象はどのようにつながっているのでしょうか。

以上です。

○淵上隆文住民課長

それでは、秀島議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第 1 点目でございます。後期高齢者支援金が 14 万円から 16 万円の 2 万円増、介護納付金が 12 万円から 14 万円に増になった理由でございます。いかに町民の負担になるのか、どのようになるのかということでお答えを申し上げたいと思います。

まず、限度額の引き上げについてでございますが、昨年度の所得であります、それを基本といたしまして今回算定をしたところでございます。まず、世帯数で申し上げますと、条例改正前が 388 世帯、条例改正後におきましては 310 世帯となります。

(「310」と呼ぶ者あり) 13 世帯。この限度額の引き上げによって限度額超過世帯は条例改正よりも 74 世帯減少する見込みであります。国保税額については後期高齢者支援金分で約 694 万円、介護納付金で約 374 万円、合計で約 1,068 万円ほどの国保税の税収が見込まれると現在試算をいたしております。

続いて、第 2 点目の後期高齢者支援金が 16 万円に、介護納付金が 14 万円に上がったということで、これの影響につきましては限度額につきましては先ほど申しましたように合計で約 1,068 万円ほどの国保税の増収を試算いたしております。

次に、低所得者の軽減についてでございますが、まず 26 年 3 月現在における低所得者の軽減世帯数を申し上げますと 1,365 世帯であります。国保の総世帯数が約 3,670 世

帯でございますので、約37%が軽減世帯でありましたが、今回の条例改正等によりまして新たに181世帯ふえて1,546世帯になりまして、軽減世帯分は約42%となる状況でございます。影響額といたしましては、約1,162万円の軽減額であると試算をいたしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

私は反対の立場で討論をさせていただきます。

町民の暮らしぶりは消費税が引き上げられて、まだまだ消費の伸びが伸びずに若干の給与が上がったというニュースが報道されておりますけども、大きく低所得層や中間所得層については今回の若干の給与の引き上げなどは消費税の8%引き上げで吹っ飛んでしまうような状況です。国保についても昨年から引き上げられて、今回新たに後期高齢者支援金課税額、また介護納付金額が1,068万円の町の立場から見ると増収ですけれども、町民負担がふえていくということにつながっています。軽減策については必要でありますけれども、このように町民負担をふやすということについては決して実施するべきではないというふうに私は思いますので、反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

○内野さよ子議員

ただいま反対をされましたけれども、白石町の国民健康保険については毎年赤字がここ三、四年続いています。そういう状況の中で何らかの対策をしないといけないということで増額になる方もいらっしゃるかも知れませんが、今回の提案によってプラス・マイナス・ゼロぐらいに該当するということで今回の提案についてはよかったのかなとは思っています。ただ、今後もいろんな面で考えていかれて、軽減策もふえるような措置をしていただくようお願いをしたいということは思っています。

以上です。ということで賛成討論といたします。

○白武 悟議長

ほかに討論はありませんか。

○片渕 彰議員

賛成討論ということで討論させていただきますが、この保険という事業については皆保険、もう国民全部が入るということで、今の社会情勢の中で年とった方がたくさん出てくる中で後期高齢者支援をこの国民健康保険の中から、またいろいろ大手さんの加入の保険、給与所得者がほとんどかかっている保険からもかなりの金額を出しているわけでございます。そういうわけで、皆保険の意味として本当は先ほど反対討論ありましたようになるべくないほうというのが一番の皆さんが望むところでございますが、今の社会状況を考えた場合はいたし方ないということで給与所得者も皆さん頑張って出しておりますので、国民健康保険のほうもお願いしたいというようなことをこの法律で上げてくるということじゃないかと思っております。そういう観点から賛成討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

これより議案第30号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」採決をいたします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第30号は承認することに決定しました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第31号「専決処分の承認について（平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第31号「専決処分の承認について（平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について採決をいたします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第31号は承認することに決定しました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第32号「専決処分の承認について（平成26年度白石町国民健康保険

特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

議案第32号につきましては説明資料がありますので、説明資料の1ページをお願いします。

この説明資料の1ページによりますと、先日の説明におきましても26年度の会計から繰上充用するという事で前年度の25年度に盛り込まれるということに説明がありました。このことから思うことは25年度に充用をされて、その後に黒字の決算になるだろうということと言われましたけれども、黒字の決算になるということは非常にここ数年の間では珍しいことですので大変よかったというふうに思います。それにはいろいろな理由がありまして、改正があつたりしています。そこで、思うことはですが、1億9,300万円というお金が前年度に充用されて黒字になるということは、9月にあります決算までに今運用が難しいので多分充用されると思いますが、その期間内に1億9,300万円という補充もできるから黒字の見込みかと思いますが、その点でどのくらいの黒字見込みが出てくるのか、その点についてお願いします。

○淵上隆文住民課長

今6月の本会議において専決処分の承認でお願いいたしました前年度充用金につきましては1億9,300万円ということで今回お願いいたしましたところでございますが、この際の黒字額については約80万円程度でございますが、これは5月27日までの国保税を含めた金額でございます、その後出納閉鎖を経まして現時点では約420万円程度の黒字決算になる見込みだと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

大変よかったと思います。そこでですが、最近、きのうおとといもでしたが、基金のお話も出ましたけれど、国民健康保険の給付費に関する準備積立金というので毎年1,000円の積立基金が予算化されています。この420万円についてはこういうふうなときにはその基金の繰り入れ等も考えて今後いくのかですね、その点についてお願いします。

○淵上隆文住民課長

ただいま申し上げました決算見込み額の約420万円程度の黒字見込みにつきましては、まだまだ累積の赤字がございますので、そのほうに充当させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第32号「専決処分の承認について（平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」）について採決をいたします。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第32号は承認することに決定しました。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第33号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

学校運営協議会の委員のいわゆる報酬、費用弁償ということでございますけれども、これは説明資料を見ておられますと学校内に設置ということになっておられますけれども、これはもう一つ学校評議員ですか、という制度もあると思っておりますけれども、それとこの学校運営協議会との兼ね合いですね。はどうなっているのかなということでのお尋ねと、これはまた後で補正予算にも出てまいりますけれども、今回は福富小学校がモデル校ということでのこの学校運営協議会を設置するということですが、福富小学校だけの運営協議会なのか、全ての小・中学校にこの運営協議会を設置をされるものなのか、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

ただいまの御質問であります。

学校ごとに評議員会というものがございます。これは校長先生、学校側が委嘱する皆様で学校に対して評価、また御意見を申し述べる制度のまた委員の皆さんであります。このことに関しましては学校運営協議会コミュニティ・スクールが成立いたしまして運営協議会が発足となれば、その委員に包含という形になって評議員という皆さんはなくなるという形になります。運営協議会に包含するということになります。

また、2つ目の福富小学校を今回指定しましてしようとする運営協議会、コミュニティ・スクールの発足という段取りでございますけれども、この後につきましても順次町内11校の成立、設立を目指して取り組むという計画であります。

以上であります。

○内野さよ子議員

先日、説明の資料として1枚いただいております。その中に校長の作成する学校運営の基本方針の承認という言葉を使っております。となりますと、かなり重い責任があるのかなと思っておりますが、この形としてはどういうふうな感じとして採決とまではいかないでしょうか、何かちょっと重いなと思っております。その点についてお願いします。

○江口武好教育長

その前にこの学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールというのが何でこういうのが出てきたのかと申しますと、これ今地域社会の学校、昔は学校を核として地域社会のきずなというのがございました。それがだんだん薄れてきているのではないかと、そういった諸般の事情もございますけど、社会が人を育み、その育まれた人がまた社会をつくっていくというような、そういう大きな考え方でございます。ですから、学校を核として地域コミュニティを考えたときに、その学校で学ぶ子供たちを地域みんなで育てていこうという、そういった考え方でございます。そこで、地域の方に今までは例えば学校、先ほどの質問ございました学校評議員会というのがございますけど、これは学校長が作成をしました年間の運営プラン、計画というのをいわゆる学校評価計画もそうですけど、それをこういうことで今年度は学校をやりますと、そういうのを5名の評議員さんたちに示すわけです。そして、御意見をいただく、そして中間でまた形成的といいたいまいしょうか、今現在こういうことです、そして問題はこうです、御意見いかがでしょうか、そして最終的に今年度うちの学校ではこうこうでしたと、プランに対してこうでしたということで承認をいただくというような、そういった形で流れているわけです。

ただ、今回の学校評議員じゃなくて学校運営協議会の場合はそうではなくて学校長がプランをつくる時に、あるいはプランをつくって学校運営あるいは学校教育計画をつくって出します。それに対して対等な立場で御意見をいただくということになるわけです。ですから、学校長が幾らこうって考えていても、これは今回福富の場合は14名の方で構成をなされますけど、その方たちの対等な立場での御意見というのは、これは当然反映をさせなくてはいけないということになるわけです。これが、まず1点でございます。

そして、実際にここに表にございますけど、いろいろそれに基づいて学校運営がどのようになされているのか、当然その場ではいろんな問題、課題も出されるかと思っております。それに対してしっかりした御意見をいただくという、そして最終的、もう一つ、3つ目については教職員の人事異動というのはこれはもう管理運営事項になりますけど、ただその該当する学校の状況を見て、やっぱりもっと男の先生が必要じゃないかとか、そういった大きな意味での人事面での御意見等もいただくと。だから、そのあたりはとにかく何らかの形で学校長が受けとめて受け入れて、それを実際に具体的に具現化をしていかななくてはいけないということになります。そういう意味で、議員おっしゃったように非常に委員になられた方の一言一言というのは非常に重いものがあるのかなと思っております。それを受けて校長が進めて、それが子供たちに反映するということになりますので、まさにそのとおりにじゃないかなと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ちょっとこれを見たときに思ったのが、最近では体罰とかいじめとか、そういうふうな問題も非常に多くて教育委員会と学校と話し合ったりという場に地域の人たちの意見というのがなかなか見えてこなかったなというふうなことを思っていました。それからすると、これもそれくらいの重みがあるのかなと思います。評議員会のこれは予算で6,000円という金額の報酬が示してありますが、評議員会は多分半額ぐらいじゃなかったかなと思います。それで、責任も重たいと思いますし、意見の場も広がってそういう何かあったときの話し合いの場というの、そういうふうなものが広がりがあって責任が、責任がというのを何回も言いますが、そういうふうなものに考えていいのかでいいんですかね。

○江口武好教育長

学校評議員会との大きな違いは、学校評議員会というのは先ほど申しましたようにプランを立てて評価計画というのを立てます。今年度はこういうことでやっていきますと、それを年度当初評議員さんたちに示して御意見をいただくわけですが、そして、相中がございまして、最終的にはこういったプランを立ててこういう評価計画で指導のこととか、何かいろんな面でこうでしたああでしたというのをアンケートとか、保護者の方へのアンケートとか何かとまとめてものをもう一回見せるわけですが、そして、そこでまた御意見をいただく。そして、その結果は当然学校のホームページに開くということ、発信するということになります。この評議員の場合はずばり言えばこの前昨年12月に春日市から教育長様に御講演いただいたわけですが、あの中に春日市というのは何か御存じのようにいろんな問題もございましたけど、たくさん小・中学校がございまして。全部がこういったコミュニティ・スクールの制度の中に入っているわけですが、そこで言われたのは、どの学校の保護者も地域の方も地区の方も自分の学校の自慢をするということを言われたのが非常に印象的でした。このように自分たちが実際に口を出して、そして校長先生がそれを受けて実際学校を運営して子供たちに教育指導をやられる。そして、ということはこれはもうまさに地域の地区民の校区民の方の声が学校運営にまさに反映されているのかなと。だからこそ自慢ができるというような、そういった言葉になったのかなとっております。だから、そういうふうになれるように今度福富小ではまずは1年間こういった手だてをとって、どういふことを地域に発信して、どういふことを受けとめて、何をどうすれば最もそういった一緒になって子供育てができるのか、そういうのをよりよい方法というのを研究的に探っていただくと。これが、まずことしの1年目じゃないかなとっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

配付されましたコミュニティ・スクール説明資料を見てお尋ねしますが、第1点にこの福富小学校でのコミュニティ・スクールが第1号なのかどうかということなんですね。私は正直有明南小学校が昨年全国表彰されて地域との交流をすばらしい実践しているということで報告もあり、また新聞等でも読んだりしたんですけども、この運営協議会というものがそのように進められているものというふうに私は認識しておりました。そうではなく、今回の福富小学校が第1号でこういう内容で運営協議会としてスタートするのかというのが第1点です。

2点目に、残りの7つの小学校、そして3つの中学校においても随時立ち上げていきたいということでしたけれども、その計画は具体的に持っていらっしゃるのかというのが2点目です。

最後に、学校運営協議会の役割分担は会長、副会長含めてですね。そういう組織機構はどのように計画をなされているのでしょうか。

以上です。

○江口武好教育長

課長へということですが、私のほうから答弁させてください。最初の2点についてです。

1つは、一般質問のときにも有明南のことをちょっと申したかと思います。このコミュニティ・スクールを研究をするわけですからいっぱいはいできないわけです。どこにどのように指定をしていくのかというのは、これは昨年1年間私は学校長にも諮っております。校長会でも出しております。そして、どの学校にどこが一番いいのかなというのは当然私自身は腹の中にプランを持っているわけです。そういう意味で、やはり保護者の方、地区民の方とぎゅっと一緒になった場合を関係性を考えたときにはひょっとしたら校種でいえば小学校かなと、そしてこの先、小・中連携を考えたときにそういうふうエリアを広げるときにどうなのかなとか、それから学校の教職員そのものが新たなことにチャレンジをしていくわけですから、いわゆるその他の教科であっても研究がうまく成立しているような学校はどこなのかなとか、いろんな意味で考えたわけです。そういう意味で、今の学校をまず指定をさせていただいているところなんです。

それからもう一つ、プランということですが、これは町内、今は11校ございます。中学校区でいえば3つですけど、どの地域もどの小学校区も、それから大きなエリアの中学校区でもそれぞれ自慢できる地域地区であるわけです。それが全部やっぱりうちの学校はと、うちの学校は我々でやっていこうというような、そういった学校にしたいわけです。そういう意味では、まだ来年はこうということは決めておりません。

ただ、小・中連携も視野に入れながら、旧地区と云ったら非常に語弊があるかも知れませんが、そういう意味で捉えているところです。だから、そこはもうこれからということになります。

以上、2点です。

○本山隆也学校教育課長

3つ目の組織づくりに関しては、任命いたしました福富小の場合14名の皆様の中から会長及び副会長を任命しまして、そしてそこで全員による合議により協議がなされるものと思います。また、この後可決によりまして規則の制定ということで詳しい目的設置及びそれから先ほど教育長申しておりますどんな内容を承認できるのか、そしてまた議決に関してはどれくらいの皆様の出席をもって会議となし、その過半数、あるいは3分の2の議決をもって承認となすのか、そういったところの細かなところを規則により制定がなされます。それをもちまして、この後組織に関しては会長のもとで学校を頑張れということもありますけれども、校長に対して、また保護者に対して、それから地域に対して意見が申し述べ、地域に関しても学校に任せていないのか、地域はどうすべきかということも議論の対象になるかと思っております。

以上であります。

○江口武好教育長

追加ですけど、この例えば福富小の場合は14名が委員のメンバーになるわけですが、誰をどうするのかというのは基本的には学校長がどうなのかということです。そして、それは当然教育委員会も一緒に捉えていくわけですから、そこを相談しながらやっていくということです。そして、白石町におきましては初めての取り組みになりますので、これはチーフになる方が、これはある程度見識を持った方じゃないとこれは成功しないと、これはよその事例もその辺も考えております。そういう意味で、今回会長と申すでしょうか、一番のリード役をことしはまずリード役になっていただく方はちょっと町外の方を佐賀市の方を、これは元小学校の先生ですけど10年ぐらい嘉瀬地区と申すでしょうか、嘉瀬小地区を中心に、そういった面での地域おこしまちづくりというのを実践をされた方をとにかくお願いをしております。これはもう校長がぜひということでしたので、そういうことでメンバーを構成して、そしてそのメンバーの中には教育委員会の事務局職員も入っているし、当然学校にも加配も1名いただいております。校長も入ります。それから、担当者も入ります。そして、それぞれ福富地域のそれぞれの立場を代表される方に入っていただくというふうな、そこで論議をしていこうということ考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第33号「白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、議案第34号「町道路線の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

2点ほどお尋ねしますが、まず認定する基準というのがあると思いますが、その点についてお尋ねいたします。

それから、もう一点ですが、今ずっと毎回のようこの町道路線の認定については議題に上がっておりますけれども、毎回毎回こういった認定がされますという、町道の延長も相当ふえてくるというふうに思っております。県あたりになりますと、町道から県道に昇格する場合は、その辺の隣接しているところとか、あるいは近いところを町道に格下げをするというふうなほうもあるようですけれども、町道の場合はそういった格下げとかそういったものは出てこないのかですね、将来的に。そういったことをどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○岩永康博建設課長

町道の認定基準についてお答えをいたします。

道路法の第8条及び10条の規定に基づきまして町道として路線を認定する場合は町で道路の基準を定めるというふうになっております。それで、認定基準についてはまず第一に路線の起点及び終点が直接公道に接続する道路、次に公共施設及び公益的施設の連絡する道路、それと都市計画事業等に対して事業認可を受ける計画道路、それと道路沿線におおむね5戸以上の人家があり、生活道路として欠かすことができない道路というふうになっております。また、構造の基準が定めておりまして、道路幅員が4メートル以上の道路、原則として側溝が整備され、流末処理がなされていること、それと曲線半径が著しく短くないこと、4点目に縦断勾配が著しく急でないこと、それと道路の占用物件及び民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないことということを決めまして、これに基づいて道路の認定を行っております。町道認定を行っております。

それと、町道に認定して、そのかわりとして格下げがないかということですが、その県道の承認をしていただく場合は県からそのかわりにとってくれというふうな管

理が町である部分、県である部分というのがありますので、その辺で出てきますけど、農道に格下げしても町が管理すると。管理主体は全て町ですので、そういうことで農道を認定がえしたとき町道を格下げするという考えは持っておりません。

それと、交付税の算定の額というのが今3町独自で合併前の基準で回っておりますけど、その基準で言いますと町道がメートル当たり656円、農道が233円、差額が423円というふうになりまして、今回7,500メートルの町道認定をしますけど、交付税の算定としては317万2,500円の交付税が増額をされると見込んでおります。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

この町道認定でこの新明の東西5号線ですか、この道路が今現在漁協の整備されて、そこまでが7メートルぐらいの道路だと、そういうふうに思うわけですが、あとの残りの分についてむつごろうカントリーの前までこれの拡幅の予定あるのか、そこまでお願いします。

○岩永康博建設課長

町道新明東西5号線のむつごろうカントリーから下の漁業の作業所ですね。そこまでの間についての拡幅計画があるのかという質問ですけど、現在のところありません。なぜこれを認定するかというと、先ほど言いましたように第1種漁港に新有明漁港が指定をされておりました、その公共施設を結ぶということで今回町道認定しております。それと、今年度路面の性状調査というのを行いまして、クラックとかわだち掘れとか、その調査をして、その調査によって補修の必要があれば27年度から新たに舗装の打ちかえとか、その補修をしたいということで今回その対象が町道でしかできないということで今回認定をお願いするものです。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第34号「町道路線の認定について」を採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、議案第35号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第35号について2点お尋ねをいたします。

まず第1点が、佐賀県西部広域環境組合というものが具体的にどういう事業を行っていたのかということが第1点であります。

第2点に、伊万里・有田消防組合が加わるわけですが、そのことよっての業務の内容の変更及び財政的な影響はどのように発生するのでしょうか。

○百武和義総務課長

まず、1点目の佐賀県西部広域環境組合につきましては、新旧対照表のところでも線を引いてあるので何か変更があったように見えますけども、これは佐賀県西部広域環境組合と、そのすぐ後ろに伊万里・有田消防組合が新しく加わるということでこういった表現をするようになっておりまして、佐賀県西部広域環境組合については何ら変更はありません。そのままでございます。

それと、これによって業務の変更、また財政的なことについての変更ということでございますけども、業務の変更については新たに1団体加わったというだけで、特に変更はないかと思っておりますけども、財政面につきましては新たに加わった伊万里・有田消防組合のほうはもちろん負担金が発生をされますので、その分の収入、それに見合う支出、これは当然ふえてくるということぐらいで、特に中身がどうのこうのと変わることはないというふうに思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第35号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

11時45分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

13時15分 延会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年6月13日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 久 原 久 男

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭